

— 良好な広告景観の向上を目指して —

屋外広告物のしおり

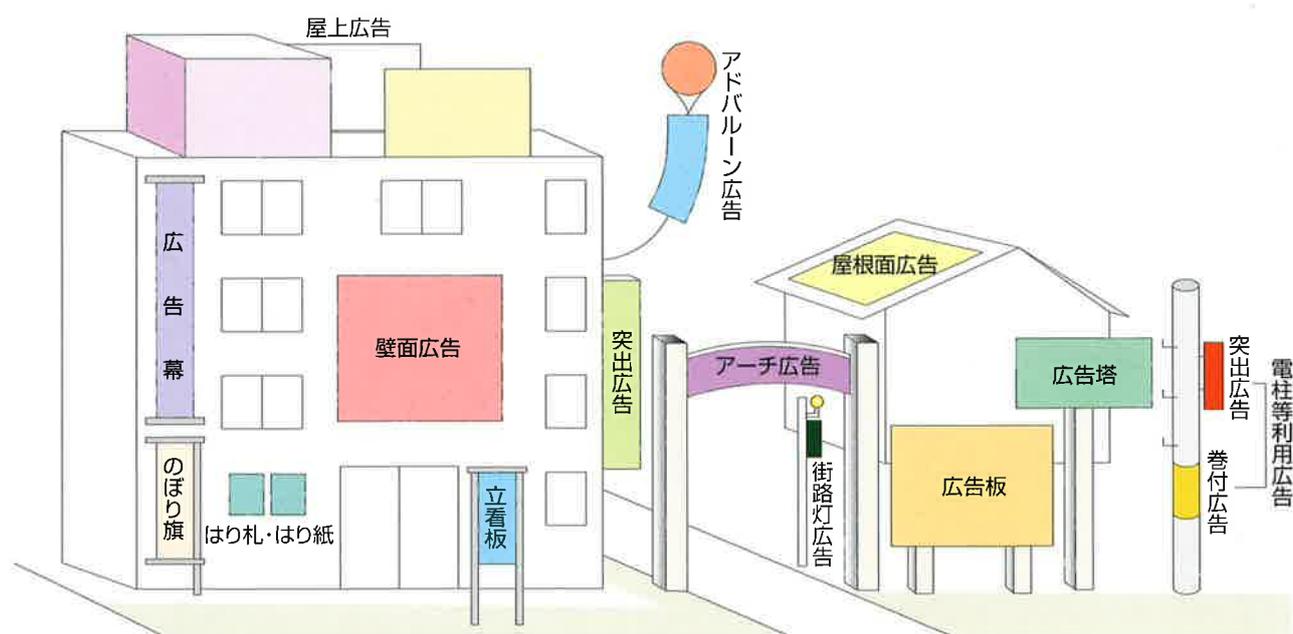
屋外広告物の表示等にはルールがあります。

屋外広告物は私たちの日常生活や経済活動等にとって大きな役割を果たすものですが、これが無秩序に掲出されると、郷土の美しい景観を損なうとともに、時には視界遮断による交通事故や倒壊などにより、人身に危害を及ぼすことさえあります。

このため、熊本県では屋外広告物条例を制定し、原則として屋外広告物の掲出には知事の許可を必要とするなど県民の方が快適で安全な生活を送るために必要な規制を行っています。

屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に店舗等の所在を知らせるためや宣伝のために掲出される広告物をすべて対象としています（広告物が設置される敷地や建物の所有は問いません）。広告板・広告塔（建植広告）、屋上広告、壁面広告、突出^{つきだし}広告、看板、立看板、はり紙、はり札、のぼり、アドバルーンなどがこれにあたります。また、文字だけでなく、会社のシンボルマークなど、絵画的なものも含まれます。



条例によるルール

条例によるルールの内容は、大きく地域による規制と物件による規制に分けられます。

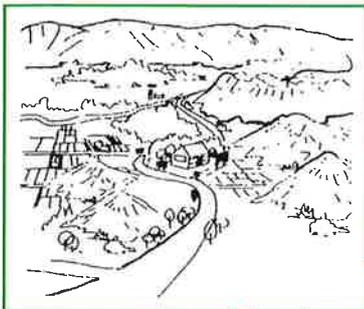
地域による規制

地域ごとの特徴を考え、地域別のルールを定めています。

物件による規制

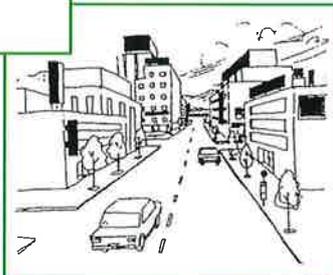
県下全域にわたって広告物の掲出を禁止する物件や掲出できない広告物を定めています。

禁止地域(P3~4,7)



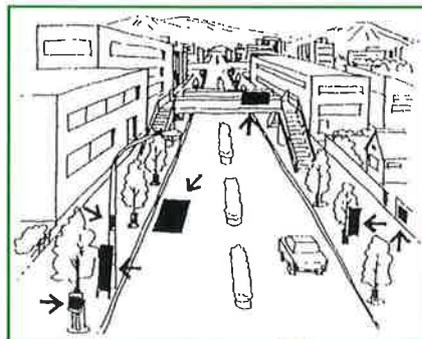
自家用などの一定の広告物以外は広告物の掲出等を禁止する地域です。

許可地域(P5,8)



自家用や一般の広告物の掲出等には原則として許可（10㎡以下の自家用は許可が不要です。）が必要な地域です。

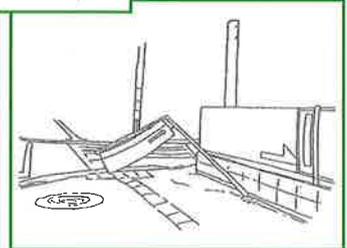
禁止物件(P5)



街路樹、横断歩道橋、道路の路面など公共性のある物件への広告物の掲出等を禁止しています。

(P6)

禁止広告物



著しくたい色した広告物や破損、老朽化したり、倒壊又は落下のおそれのある広告は設置できません。

協議制度

国や地方公共団体が公共的目的により表示する広告物（公共広告物）は知事に協議して設置することができます。

許可制度

広告物の掲出等にあたって、事前に地域規制や形状等のチェックを行っています。

適用除外

社会生活を営むうえで最小限必要な広告物等について、規制の対象から除外しています。

1 屋外広告物を掲出できない地域

(禁止地域といいます。)

禁止地域とは、原則として屋外広告物の掲出はできない地域です。規制の必要性に合わせて、4つに区分されています。(詳細は裏表紙記載の担当課に備え付けの図面をご覧ください)

禁止地域には、下に掲げる地区が指定されており、区域には禁止標識が設置されています。

- 風致地区、景観地区 (都市計画法)
- 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
- 国立公園、国定公園、県立自然公園
- 道路等の沿線で知事が指定する区域
- 古墳、墓地、社寺、教会、火葬場等
- 官公署、学校、図書館、公民館、博物館、美術館、記念館、体育館、公衆便所等



禁止標識

禁止地域でも次の広告物については「許可を受ければ」掲出できます。

禁止地域の例外として次に掲げる 1) 自家用広告物 2) 道標、案内図板は許可されます。この場合、広告物の種類による個別基準に適合し、かつ次の要件を満たす必要があります。

1) 自家用広告物 (許可を必要とする表示面積の合計 (総量規制))

- 第1種禁止地域 → 2㎡超～10㎡以内 (但し1表示面は5㎡以内)
- 第2種禁止地域 → 5㎡超～15㎡以内
- 第3種禁止地域 → 5㎡超～50㎡以内
- 第4種禁止地域 → 制限なし

※自家用広告物とは、「自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の営業所等 (自己の敷地内) に表示する広告物又はこれを掲出する物件」をいいます。なお、(表示面積の合計がそれぞれ1事業所につき) 1種 2㎡以内、2・3種 5㎡以内、4種 10㎡以内の自家用広告物については許可は不要です。

※面積の算定は、表・裏2面表示する場合は、それぞれを合計します。(以下同じ)

2) 道標、案内図板

道標とは

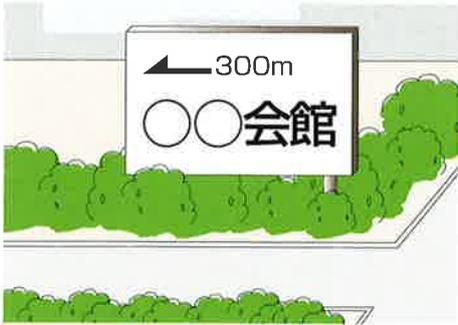
- イ) 事業所が道路に面していない場合に自己の事業所への入口を表示するために設置する入口案内
- ロ) 不特定多数が利用する観光地等への誘導案内

案内図板とは

町内案内板、観光案内図板等で地域を包括的に表示する総合案内
 [地域別の面積基準]

禁止種別	広告物種類	道 標	案内図板	電柱利用
第1種禁止地域		・1物件につき1㎡以内 ・高さ3m以下	・1物件につき1㎡以内 ・高さ3m以下	表示又は掲出できない
第2種禁止地域		・1物件につき2㎡以内 ・高さ5m以下	・1物件につき5㎡以内 ・高さ5m以下	同上
第3種禁止地域 第4種禁止地域		2つ共同/3㎡以内 3つ以上共同/5㎡以内		近隣の施設又は事業所等の誘導に限る

※入口案内については、1事業所1個を原則とし、利用者の便益から主要分岐点を表示することが特に必要と認められる場合に限ります。また表示内容は、案内に必要な文言、記号図表に限るものとし、商品宣伝や営業内容を表示するものは該当しません。



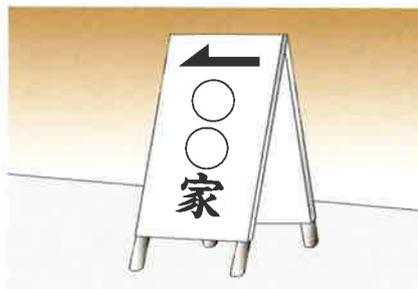
入口案内



案内図板

禁止地域でも次の広告物については「許可を受けずに」掲出できます。

- 1) 自己管理用広告物 (1団の土地又は1物件につき1㎡以内)
- 2) 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示する広告物
- 3) 講演会・展覧会・音楽会等のため会場の敷地に掲出する広告物
- 4) 電車又は自動車に表示される広告物で、次の基準に適合するもの
 - ①自動車等の所有者が自己の名称、事業内容を表示するものに限る
 - ②その他の広告は、電車は車体の各面における表示面積が当該車体の各面の面積の10%以内、路線バス・自動車は車体の前面、後面及び両側面における表示面積の合計が当該車体の前面、後面及び両側面の面積の合計の6%以内
- 5) 人・動物又は車両 (電車又は自動車を除く)・船舶等に表示される広告物
- 6) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- 7) 公職選挙法による選挙活動のため使用するポスター
- 8) 工事現場の仮囲い等に表示される広告物で、工事期間中に限り、かつ宣伝の用でないもの
- 9) 法令の規定により表示する広告物
- 10) 奉仕広告で基準に適合するもの…1物件につき0.5㎡以内、1個まで



2 屋外広告物が掲出できる地域

(許可地域といいます。)

許可地域とは、禁止地域に比べて規制の必要性が少ない地域であり、許可を受けることにより、禁止地域では掲出できない種類・大きさの広告物も掲出できる場合があります。

許可地域は、規制の必要性に合わせて3つに区分されています。(詳細は裏表紙記載の担当課に備え付けの図面をご覧ください)

許可地域で「許可を受ければ」掲出できる広告物

- 表示面積の合計が10㎡を超える自家用広告物
 - すべての一般広告物(自家用以外)
- 許可申請にあたっては、広告物の種類による個別基準に適合し、かつ右に掲げる総量規制の範囲内でなければなりません。

第1種許可地域→ 50㎡以内
第2種許可地域→ 100㎡以内
第3種許可地域→ 制限なし

許可地域で「許可を受けずに」掲出できる広告物

禁止地域と同じ広告物が該当します。(自己管理用広告物については3㎡以内)

3 屋外広告物を掲出できない物件

(禁止物件といいます。)

次に掲げる物件には屋外広告物を掲出又は表示できません。

(1) 広告物の掲出等をしてはならない物件

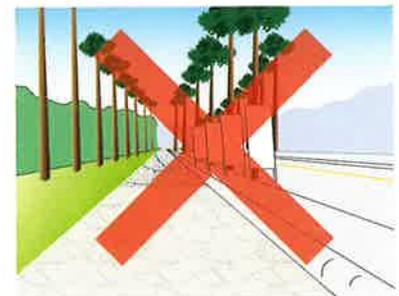
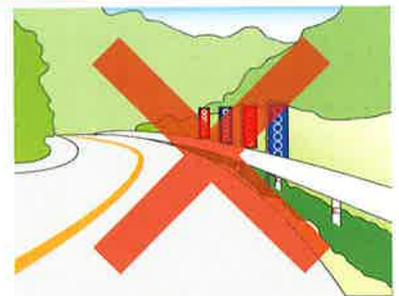
- 橋、トンネル、高架構造物、分離帯
- 石垣、擁壁、街路樹、路傍樹
- 信号機、道路標識、歩道さく、こま止め等
- 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- 送電塔、送受信塔、照明灯
- 煙突、ガスタンク、水道タンク等
- 銅像、神仏像、記念碑等

(2) はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない物件

- 電柱、街灯柱、その他電柱の類

(3) 広告物を表示してはならない物件

- 道路の路面



4 掲出できない屋外広告物

(禁止広告物といいます。)

次に掲げる広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはいけません。

- 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



老朽看板

5 公共団体が設置する屋外広告物

(公共広告物といいます。)

国又は地方公共団体が公共的目的により表示する広告物は、知事に協議して設置することができます。ただし、官公署の建造物及びその敷地内に表示又は設置するもので、1物件につき10㎡以内の広告物は協議は不要です。

6 許可期間等

- はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン等 → 30日以内
- その他の広告物 → 3年以内

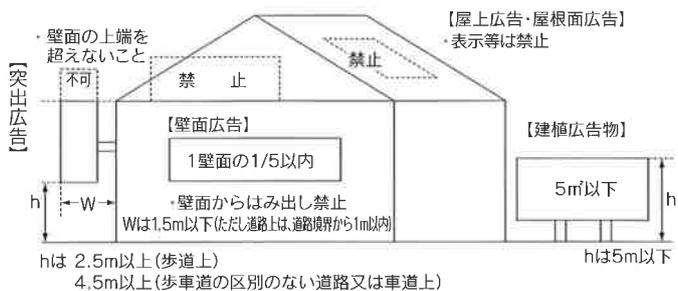
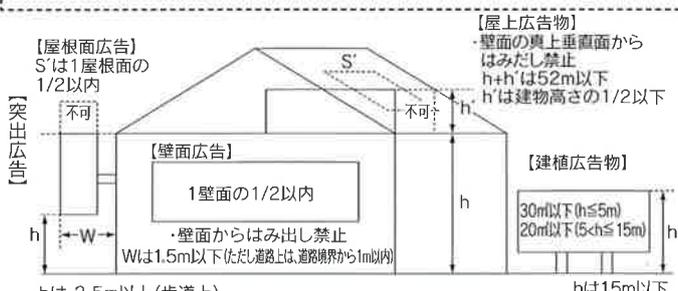


許可証

[許可申請等の留意事項]

- ① 許可の申請は、掲出等の2週間前、申請者は、広告主又は広告物を掲出する物件の設置者に限ります。
- ② 設置者又は管理する者は、広告物を良好な状態で管理しなければなりません。
- ③ 許可を受けた広告物又は広告物を掲出する物件に許可の証票（又は押印）を貼付して下さい。
- ④ 景観上及び安全上問題なければ更新することができます。
(許可期限満了の日の10日前にまで申請)
- ⑤ 許可を受けた者が広告物を変更又は改造するときは、次に掲げるものを除いて変更の許可が必要です。
 - 形態又は構造に変更をきたさない程度の改造等
 - 表示の内容、意匠、色彩又は表示の面積を変更しない塗装替
 - 広告物を掲出する物件に、当該許可の期間中に同一業務に関する広告物を取り替えて表示する場合

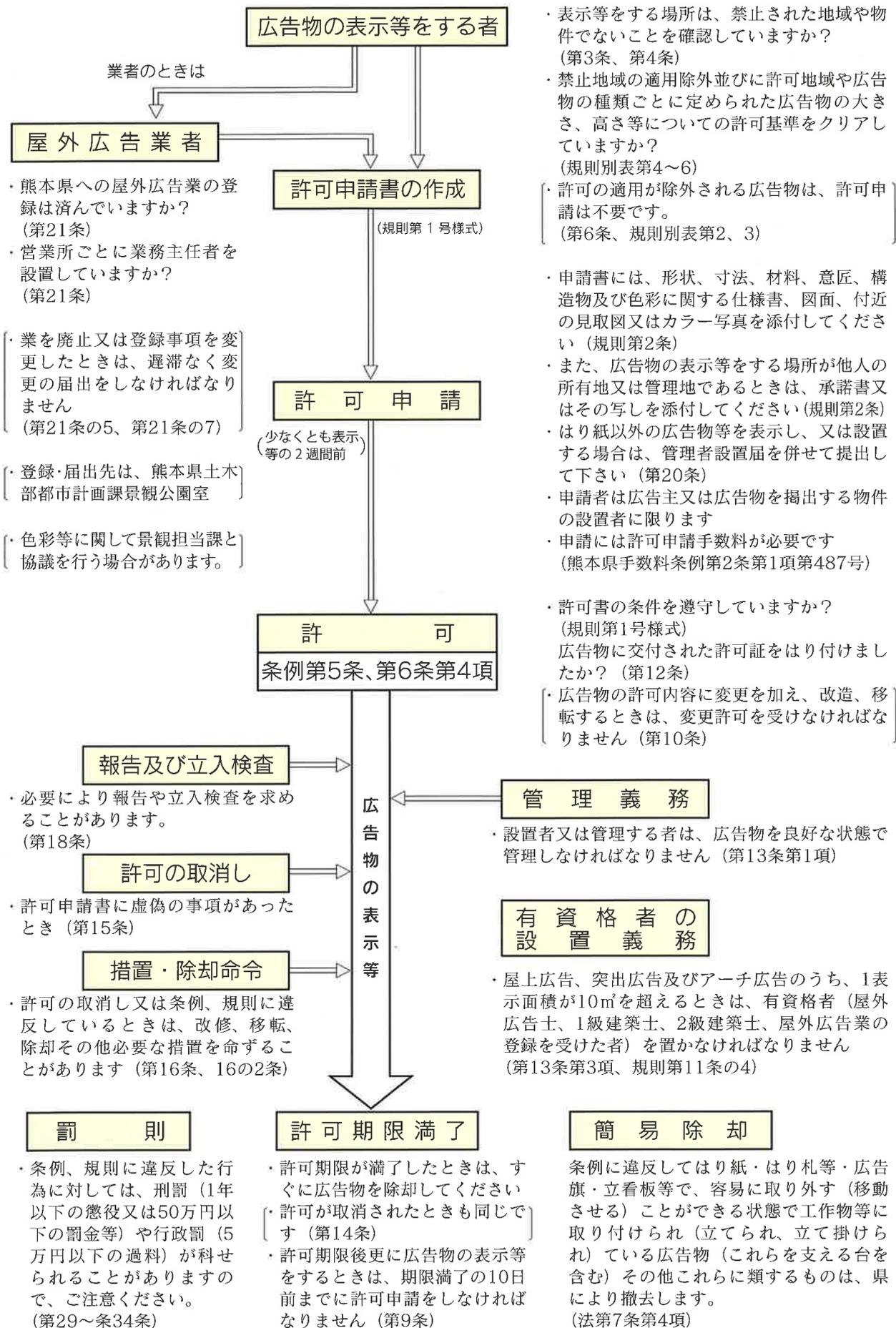
屋外広告物の規制区分別の許可基準(規則別表第2、第4、第5、第6)

規制区分	許可基準
<p>第1種禁止地域</p> <p>自然景観地で景観への配慮が特に要請される地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風致地区(緑地内に限る) ・ 景観計画区域で知事が指定する区域 ・ 準景観地区で知事が指定する区域 ・ 地域計画等の区域で知事が指定する区域 ・ (原生)自然環境保全地域 ・ 国立公園、国定公園の特別地域 ・ 県立自然公園の特別地域 ・ 景観形成地域 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2m超の自家用広告物は許可が必要です [表示面積の合計は10㎡以内(一表示面5㎡以内)] ● 一般の広告物(自家用以外)は掲出できません[一定要件の道標・案内図板は可能]  <ul style="list-style-type: none"> ・ 露出したネオン管又は赤色のネオン管の使用禁止(その他のネオン管は、光源が点滅しないこと) ・ 蛍光塗料は使用しない。地色に赤・黄色を使用しない。
<p>第2種禁止地域</p> <p>1種禁止地域に準じて景観への配慮が要請される地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観地区、風致地区(緑地以外)、緑地保全地区 ・ 景観計画区域で知事が指定する区域 ・ 準景観地区で知事が指定する区域 ・ 地域計画等の区域で知事が指定する区域 ・ 文化財保護法により指定された建物、史跡名勝、天然記念物、特別天然記念物 ・ 保安林のある地域 ・ 保存樹林のある地域 ・ 都市公園の区域 ・ 熊本空港周辺景観形成地域 ・ 道路等の沿線知事が指定する区域 ・ 古墳、墓地並びに社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域 	<ul style="list-style-type: none"> ● 5m超の自家用広告物は許可が必要です[表示面積の合計は15㎡以内] ● 一般の広告物(自家用以外)は掲出できません[一定要件の道標・案内図板は可能]  <ul style="list-style-type: none"> ・ 露出したネオン管又は赤色のネオン管の使用禁止(その他のネオン管は、光源が点滅しないこと) ・ 蛍光塗料は使用しない。地色に赤・黄色を使用しない。
<p>第3種禁止地域</p> <p>景観への配慮が望ましい地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 ・ 準景観地区で知事が指定する区域 ・ 地域計画等の区域で知事が指定する区域 ・ 国立公園、国定公園の普通地域(知事が指定する区域を除く) ・ 道路等の沿線知事が指定する区域 ・ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、記念館、体育館及び公衆便所の建造物及びその境域 	<ul style="list-style-type: none"> ● 5m超の自家用広告物は許可が必要です[表示面積の合計は50㎡以内] ● 一般の広告物(自家用以外)は掲出できません[一定要件の道標・案内図板は可能]  <ul style="list-style-type: none"> ・ 露出したネオン管又は赤色のネオン管の使用禁止(その他のネオン管は、光源が点滅しないこと) ・ 蛍光塗料は使用しない。
<p>第4種禁止地域</p> <p>活発な経済活動に配慮しながらも一般広告物の乱立による景観の阻害を抑制する地域</p> <p>条例第3条第12号に規定する知事が指定する区域(都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域(以下「近隣商業地域等」という)に限る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 10㎡超の自家用広告物は許可が必要です ● 一般の広告物(自家用以外)は掲出できません[一定要件の道標・案内図板は可能] ● 広告物の表示面積の合計は無制限  <ul style="list-style-type: none"> ・ 露出したネオン管又は赤色のネオン管の使用禁止(その他のネオン管は、光源が点滅しないこと) ・ 蛍光塗料は使用しない。

屋外広告物の規制区分別の許可基準(規則別表第2、第4、第5、第6)

規制区分	許可基準
<p>第1種許可地域</p> <p>禁止地域の中で一般の広告物を認める地域</p> <p>・道路等の沿線で知事が指定する区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●10㎡超の自家用広告物は許可が必要です ●一般の広告物(自家用以外)はすべて許可が必要です ●広告物の表示面積の合計は50㎡以内 <p>【屋根面広告】 S'は1屋根面の1/2以内</p> <p>【壁面広告】 1壁面の1/2以内 ・壁面からはみ出し禁止 Wは1.5m以下(ただし道路上は、道路境界から1m以内)</p> <p>【建植広告物】 15㎡以下($h \leq 5m$) 10㎡以下($5 < h \leq 10m$)</p> <p>hは 2.5m以上(歩道上) 4.5m以上(歩車道の区別のない道路又は車道上)</p>
<p>第2種許可地域</p> <p>経済活動に配慮しながら景観形成を図るべき地域</p> <p>・道路等の沿線で知事が指定する区域</p> <p>・全市、美里町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、高森町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、苓北町の全13市19町の区域。但し、都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域準工業地域及び工業地域(以下「近隣商業地域等」という。)を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●10㎡超の自家用広告物は許可が必要です ●一般の広告物(自家用以外)はすべて許可が必要です ●広告物の表示面積の合計は100㎡以内 <p>【屋根面広告】 S'は1屋根面の1/2以内</p> <p>【壁面広告】 1壁面の1/2以内 ・壁面からはみ出し禁止 Wは1.5m以下(ただし道路上は、道路境界から1m以内)</p> <p>【建植広告物】 20㎡以下($h \leq 5m$) 15㎡以下($5 < h \leq 13m$)</p> <p>hは 2.5m以上(歩道上) 4.5m以上(歩車道の区別のない道路又は車道上)</p>
<p>第3種許可地域</p> <p>活発な経済活動に配慮して景観形成を図るべき地域</p> <p>・道路等の沿線で知事が指定する区域</p> <p>・2種許可地域で指定した市町の中で近隣商業地域等の区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●10㎡超の自家用広告物は許可が必要です ●一般の広告物(自家用以外)はすべて許可が必要です ●広告物の表示面積の合計は無制限 <p>【屋根面広告】 S'は1屋根面の1/2以内</p> <p>【壁面広告】 1壁面の1/2以内 ・壁面からはみ出し禁止 Wは1.5m以下(ただし道路上は、道路境界から1m以内)</p> <p>【建植広告物】 30㎡以下($h \leq 5m$) 20㎡以下($5 < h \leq 15m$)</p> <p>hは 2.5m以上(歩道上) 4.5m以上(歩車道の区別のない道路又は車道上)</p>

屋外広告物の許可申請のフローチャート



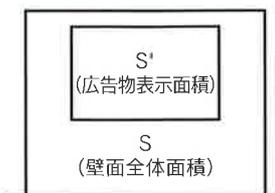
広告物の種類による個別基準例

1 建植広告物



第1種禁止地域	$S \leq 5\text{m}^2, h \leq 5\text{m}$
第2種禁止地域	$S \leq 15\text{m}^2$ ($h \leq 5\text{m}$ のもの)
第3種禁止地域	$S \leq 10\text{m}^2$ ($5 < h \leq 10\text{m}$ のもの)
第1種許可地域	$h \leq 10\text{m}$
第2種許可地域	$S \leq 20\text{m}^2$ ($h \leq 5\text{m}$ のもの) $S \leq 15\text{m}^2$ ($5 < h \leq 13\text{m}$ のもの) $h \leq 13\text{m}$
第4種禁止地域	$S \leq 30\text{m}^2$ ($h \leq 5\text{m}$ のもの)
第3種許可地域	$S \leq 20\text{m}^2$ ($5 < h \leq 15\text{m}$ のもの) $h \leq 15\text{m}$

3 壁面広告

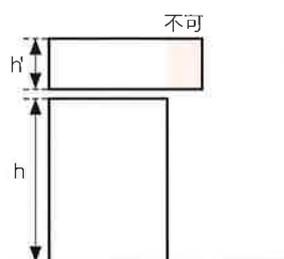


第1種禁止地域	$S' \leq 1/5S$
第2種禁止地域	$S' \leq 1/3S$
第3種禁止地域	
第4種禁止地域	$S' \leq 1/2S$
許可地域	

共通基準

- 壁面内で表示し又は設置すること。
- 窓又は開口部をふさいで表示し、又は設置しないこと。ただし、広告幕についてはこの限りではない。

2 屋上広告物



第1種禁止地域	禁止
第2種禁止地域	$h+h' \leq 33\text{m}$ $h' \leq 1/5h$
第3種禁止地域	$h+h' \leq 52\text{m}$
第1種許可地域	$h' \leq 1/3h$
第2種許可地域	
第4種禁止地域	$h+h' \leq 52\text{m}$
第3種許可地域	$h' \leq 1/2h$

共通基準

- 建築物の壁面の真上垂直面から突き出して設置しないこと。
- 広告物を支持する支柱等が見えないようにすること。
- 周囲の状況によっては、その建築物の高さまでとする。

4 簡易広告 (すべての規制地域)

はり紙	表示面積が1㎡以内であること
はり札等	表示面積が1㎡以内であること
立看板等	幅1m以下、長さ2m以下とし、脚の長さは0.5m以下とする
広告旗	1面の表示面積が2㎡以内であること
広告幕	イ 建物その他の物件の壁面を利用して表示する場合は幅が1.8m以下で、かつ長さが20m以下であること ロ 道路を横断する場合は、道路面から広告物下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5m以上とする。

許可申請に必要な手数料 (熊本県手数料条例)

種別	手数料の額
はり紙	一枚につき 5円
広告幕	一枚につき 600円
立看板	一枚につき 160円
のぼり、旗	一本につき 160円
はり札	一枚につき 150円
電柱等利用広告	巻付広告、塗り広告又は突出広告1個につき 300円
街路灯広告	1個につき 300円
標識等利用広告	1個につき 300円
建植広告 (広告塔、広告板、サインポール等)	0.5㎡未満のもの1個につき 150円 0.5㎡以上1㎡未満のもの1個につき 300円 1㎡以上2㎡未満のもの1個につき 600円 2㎡以上5㎡未満のもの1個につき 900円
屋上広告、壁面・屋根面広告、アーチ広告、塀・垣広告又は突出広告	5㎡以上10㎡未満のもの1個につき 1,600円 10㎡以上20㎡未満のもの1個につき 3,300円 20㎡以上30㎡未満のもの1個につき 6,000円 30㎡以上のものは、1㎡増すごとに6,000円に300円を加算した額 (1㎡未満のものは、1㎡として計算する。)
照明広告 (ネオンサイン及びイルミネーションを含む)	0.5㎡未満のもの1個につき 300円 0.5㎡以上1㎡未満のもの1個につき 600円 1㎡以上2㎡未満のもの1個につき 1,200円 2㎡以上5㎡未満のもの1個につき 1,800円 5㎡以上10㎡未満のもの1個につき 3,200円 10㎡以上20㎡未満のもの1個につき 6,600円 20㎡以上30㎡未満のもの1個につき 12,000円 30㎡以上のものは、1㎡増すごとに12,000円に600円を加算した額 (1㎡未満のものは、1㎡として計算する。)
気球広告	1個につき 1,500円

※手数料は、熊本県収入証紙を添付します。

許可申請の手続きは？

①許可申請手続きに必要なもの（正副 2通）

- 1 屋外広告物許可申請書、屋外広告物管理者設置届 [はり紙以外]
- 2 広告物設置場所の付近の見取図又はその場所を含む付近の状況が分かるカラー写真
- 3 広告物等の形状、寸法、材料、及び構造に関する仕様書、図面
- 4 広告物等の意匠、色彩、表示の寸法、面積を表示したもの
- 5 建築物を利用する場合は、建築物との関係を表示したもの
- 6 道路、鉄道から展望することを目的に設置される広告物の場合は、その設置位置から道路、鉄道までの距離及び他の広告物等までの距離を表示したもの
- 7 設置場所が他人の所有又は管理に属するものは、その承諾を証する書類又はその写し

②申請先

熊本市以外の区域（熊本県屋外広告物条例の適用）

広域本部・地域振興局名 (担当課名)	郵便番号	住所	電話番号	所管区域
県央広域本部・宇城地域振興局 (維持管理調整課)	869-0532	宇城市松橋町久具 400-1	0964-32-2110	宇土市・宇城市・ 下益城郡
県央広域本部・上益城地域振興局 (維持管理調整課)	861-3512	上益城郡山都町下馬尾 265	0967-72-1109	上益城郡
県北広域本部 (維持管理課)	861-1331	菊池市隈府1272-10	0968-25-2167	菊池市・合志市・ 菊池郡
県北広域本部・玉名地域振興局 (維持管理調整課)	865-0016	玉名市岩崎1004-1	0968-74-2143	荒尾市・玉名市・ 玉名郡
県北広域本部・鹿本地域振興局 (維持管理調整課)	861-0594	山鹿市山鹿1026-3	0968-44-5152	山鹿市
県北広域本部・阿蘇地域振興局 (維持管理調整課)	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967-22-1118	阿蘇市・阿蘇郡
県南広域本部 (維持管理課)	866-8555	八代市西片町1660	0965-33-4166	八代市・八代郡
県南広域本部・芦北地域振興局 (維持管理調整課)	869-5461	葦北郡芦北町芦北 2670	0966-82-2530	水俣市・葦北郡
県南広域本部・球磨地域振興局 (維持管理調整課)	868-8503	人吉市西間下町86-1	0966-24-4119	人吉市・球磨郡
天草広域本部 (維持管理課)	868-0013	天草市今釜新町3530	0969-22-4672	天草市・上天草市・ 天草郡

熊本市（熊本市屋外広告物条例の適用）

担当課	郵便番号	住所	電話番号	所管区域
熊本市都市建設局 開発景観課	860-8601	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2507	熊本市

発行者：熊本県
所 属：都市計画課景観公園室
発行年度：平成26年度